

議案第18号

つくばみらい市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市立学校体育施設の開放に関する条例（平成25年つくばみらい市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「つくばみらい市立小学校」を「つくばみらい市立幼稚園，小学校」に改める。
 第4条第2項中「学校長」の次に「及び園長」を加える。

別表第1中

「

小学校	体育館及び運動場	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時までの間であって、課外活動、部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の学校長が認める時間
中学校	体育館，柔剣道場及び卓球場	午後7時から午後9時まで	

」を

「

幼稚園	体育館及び運動場	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時までの間であって、課外活動、部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の学校長及び園長が認める時間
小学校	体育館及び運動場		
中学校	体育館，柔剣道場及び卓球場	午後7時から午後9時まで	

」に

改める。

別表第2中

「

小学校	体育館	200円
-----	-----	------

」を

「

幼稚園	体育館	200円
幼稚園	運動場	無料
小学校	体育館	200円


」に

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

現在、わかくさ幼稚園、すみれ幼稚園の施設となっている旧三島小学校、旧東小学校の体育施設を開放し、市民のスポーツ、レクリエーションその他社会教育の振興を図るため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市立学校体育施設の開放に関する条例(平成25年つくばみらい市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行														
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条第1項及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、市民のスポーツ、レクリエーションその他社会教育の振興を図るため、<u>つくばみらい市立幼稚園、小学校及び中学校</u>の体育施設を学校教育上支障がないと認められる範囲内において市民の利用に供すること(以下「学校体育施設の開放」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 開放施設の管理は、教育委員会が行うものとする。</p> <p>2 開放施設の<u>学校長及び園長</u>は、当該開放に伴う管理の責任を負わないものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="241 1193 1111 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">開放施設</th> <th colspan="2">開放日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日から 金曜日まで</td> <td>土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	開放施設	開放日時		月曜日から 金曜日まで	土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条第1項及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条第1項の規定に基づき、市民のスポーツ、レクリエーションその他社会教育の振興を図るため、<u>つくばみらい市立小学校</u>及び中学校の体育施設を学校教育上支障がないと認められる範囲内において市民の利用に供すること(以下「学校体育施設の開放」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 開放施設の管理は、教育委員会が行うものとする。</p> <p>2 開放施設の学校長_____は、当該開放に伴う管理の責任を負わないものとする。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1167 1193 2036 1375"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">開放施設</th> <th colspan="2">開放日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日から 金曜日まで</td> <td>土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	開放施設	開放日時		月曜日から 金曜日まで	土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日	
区分			開放施設	開放日時											
	月曜日から 金曜日まで	土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日													
区分	開放施設	開放日時													
		月曜日から 金曜日まで	土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日												

幼稚園	体育館及び運動場	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 8 時から午後 9 時までの間で、課外活動、部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の学校長及び園長が認める時間
小学校	体育館及び運動場	午後 7 時から午後 9 時まで	
中学校	体育館、柔剣道場及び卓球場	午後 7 時から午後 9 時まで	

備考

1・2 (略)

別表第 2(第 10 条関係)

開放施設	基本使用料(1 時間あたり)
幼稚園 体育館	200 円
幼稚園 運動場	無料
小学校 体育館	200 円
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考

1・2 (略)

(新設)	(新設)	午後 5 時から午後 9 時まで	午前 8 時から午後 9 時までの間で、課外活動、部活動その他の学校活動の状況を考慮の上支障がないと開放施設の学校長_____が認める時間
小学校	体育館及び運動場	午後 7 時から午後 9 時まで	
中学校	体育館、柔剣道場及び卓球場	午後 7 時から午後 9 時まで	

備考

1・2 (略)

別表第 2(第 10 条関係)

開放施設	基本使用料(1 時間あたり)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
小学校 体育館	200 円
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

備考

1・2 (略)